

事業計画進捗管理

野 洲 市

子ども・子育て支援事業計画



平成30年度

豊かな自然とこころを、すべての子の育ちのために

基本目標

施策の方向性

1 子育てにやさしい環境づくり

- 社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や、子育てにやさしい環境づくりへの機運が高められる取り組みや環境の整備
- 仕事と子育ての両立をサポートするため、保育所の待機児童解消
- 地域全体で支える子育て支援の充実

- (1)多様な保育サービスの充実
- (2)地域での子育て支援体制の充実
- (3)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4)経済的負担の軽減
- (5)関連事業との連携（母子保健 など）

2 子どもの生きる力を育む環境づくり

- 幼・保・小・中での密な連携のもとでの教育活動による基礎学力の定着や、人とのふれあいを通じて感性豊かな心を育む
- 子どもにとって最善の利益が保障されるよう、様々な局面において子どもの主体性に配慮するとともに、子どもの意見が反映され、子ども自身が参加できる仕組みの検討

- (1)家庭教育の充実と親としての意識の醸成
- (2)地域における学習の推進
- (3)思春期保健の充実
- (4)豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全
- (5)子どもの安全の確保
- (6)関連計画との連携（教育振興・食育 など）

3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

- 児童虐待やいじめ、不登校など要保護児童などの把握と切れ目ない支援体制の整備、障がい児支援の推進、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取り組み

- (1)ひとり親家庭への支援
- (2)いじめ、不登校、非行への対応の充実
- (3)子どもの権利の尊重
- (4)関連計画との連携（障がい福祉 など）

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業中止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	法定等の有無
(1)	多様な保育サービスの充実		1	教育・保育事業における幼稚園、保育所（園）で実施する保育	こども課	①利用調整による確保 2号認定者については幼稚園＋預かり保育の活用により保育ニーズの充足を図る。 ②定員増による確保 「野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画」による施設改修整備や、定員見直しなどによる定員増により、保育ニーズの需要超過の解消を図る。	定員数	幼稚園定員（1号認定、2号認定相当（14時以降一定時間））1,575人 保育園定員（2号認定、3号認定）1,040人	①利用調整による確保 2号認定者については幼稚園預かり保育の活用により保育ニーズの充足を図った。 ②定員増による確保 野洲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに基づき、保育園の定員を40人増やした。 幼稚園定員1,575人、保育園定員1,040人	A	・幼稚園預かり保育の時間帯を延長することで、2号認定者の選択肢を広げていけると考えられるが、保育に当たる人材確保が課題である。 ・幼児教育・保育の無償化における影響が実際にどうなるかが把握しにくい。 ・平成31年4月から市立三上こども園が開園し、保育園部での定員を30人増やす予定である。	必 ① ⑥	⑩ ⑪	P24
		子育て短期支援事業		家庭児童相談室	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を継続する。（守山市内法人へ委託）	年間延べ利用者数	1カ所 40人日	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を継続する。（守山市内法人へ委託）	A	・保護者の疾病や育児疲れ、育児不安、仕事等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった場合に利用できる事業であるが、実際の利用は少ないという状況ではある。 ・実際の利用にはつながらなかったが、利用相談はあるため今後も保護者のニーズの把握、事業の周知に努めていく。	④ ⑤ ⑪		P26 P31	
		ファミリー・サポート・センター事業		こども課	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。また事業における現行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検討する。	年間延べ利用者数	1,600人日	確保量：1,600人日 ※実績：1,868人日（平成31年1月末現在） なお、本年度末までの見込み2,200人日の予定 委託先（社）野洲市社会福祉協議会	A	・現行体制を維持しつつ、情報の周知のあり方を検討していく。 ・幼児教育・保育の無償化における影響が実際にどうなるかが把握しにくい。	⑫	②	P26 P31	
		一時預かり事業		こども課	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を継続的に実施する。加えて、幼稚園では、質の維持向上に努め、利用しやすい環境整備を推進し、保育所、子育て支援センターでは、ニーズの推移に即応できるよう、きめ細やかな現状把握を行う。	年間延べ利用者数	市内幼稚園 8カ所 91,200人日 幼稚園以外 3カ所 1,500人日 ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童） 1カ所 240人日	確保量：市内幼稚園 8カ所 91,200人日 ※実績：8カ所 31,631人日（平成31年1月末現在、恒常預かり・緊急預かりの合計） 確保量：幼稚園以外 3カ所 1,500人日 ※実績：3カ所 1,842人日（平成31年3月末見込） 確保量：ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童） 1カ所 240人日 ※実績：1カ所 500人日（平成31年1月末現在）	A	・現行体制を維持しつつ、質の向上に努め、利用しやすい環境整備を推進する。 ・幼児教育・保育の無償化における影響が実際にどうなるかが把握しにくい。	② ⑩		P27 P32	
		延長保育事業		こども課	保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）において保育を継続的に実施する。	利用者数	市内全認可保育所（園） 10園 1日あたり1,040人	確保量：市内全認可保育所（園）10園 1日あたり1,040人 ※実績：利用延べ人数（平成31年3月末見込・1年間分） 公立園 5園 3,448人 民間園 5園 10,188人	A	現状事業を継続する。	③		P27 P34	
		病児・病後児保育事業		こども課	病気になるいは病みあがりの児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育する事業の検討及び体調不良児対応型の継続実施を行う。	箇所数 年間延べ利用者数	病児・病後児保育事業 1カ所 1,500人日 体調不良児対応型 4カ所 450人日 病児・緊急対応強化事業 0カ所 0人日	確保量： 病児・病後児保育事業 1カ所 1,500人日 ※実績：病児751人日、病後児60人日 合計811人日（平成31年1月末現在） 体調不良児対応型 4カ所 450人日 ※実績：体調不良児対応型（ゆきはたこども園、さくらばさまこども園、篠原こども園、野洲第三保育園、しみんふくし保育の家竹が丘）利用延べ人数 1,001人日（平成31年1月末現在） 子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） 0カ所 0人日	A	・現在実施している体調不良児対応型（ゆきはた、さくらばさま、篠原、野洲第三保、しみんふくし）に加え、公立保育所1園において実施予定。（計6カ所） また、病児・病後児保育事業も現在の民間小児科（1カ所）において引き続き実施する。 ・病児・病後児保育事業について、幼児教育・保育の無償化における影響が実際にどうなるかが把握しにくい。	⑦		P27 P35	
		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）		こども課	幼稚園、保育所（園）などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育所（園）などの設置又は運営を促進するための事業の検討を行う。	-	家庭的保育事業等を検討している事業者に対し、適時、相談に対応するとともに、多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置や運営支援について検討を継続する。	家庭的保育事業等を検討している事業者に対し、適時、相談等の対応を実施した。また多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置や運営支援について検討を実施した。	A	引き続き、家庭的保育事業等を検討している事業者に対し、適時、相談に対応しつつ今後の方向性を検討し、また多様な事業者の参入促進事業の実施についても検討する。	★		P27 P40	
(2)	地域での子育て支援体制の充実		8	利用者支援事業	子育て支援センター・健康推進課	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。	箇所数	基本型1箇所 市内各子育て支援センターと、各学区の子育てサロン等の訪問や支援事業を行う。利用者のニーズを把握し情報提供をおこなったり、相談や助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を持ち支援を行う。【子育て支援センター】 母子保健型：1カ所（健康福祉センター） 平成27年10月より妊産婦の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プラン作成する等、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談支援を継続的に実施。平成29年度から支援計画に対して、毎月1～2回個別評価会議を実施。【健康推進課】	基本型1箇所（子育て支援センター）子育てコンシェルジュの各学区サロンへの訪問回数を増やし、民生児童委員との情報交換や利用者の相談事業や情報発信などを行うことができた。市内各子育て支援センターとの連携を図り、利用者支援につなげた。【子育て支援センター】 母子保健型：1カ所（健康福祉センター） ハイリスク妊産婦の状況を継続的に把握し、支援の必要な妊産婦 64 件に対し、支援プランを作成した。また、毎月2回個別評価会議を開催し、ハイリスク妊産婦 実116件（延138件）の支援プランの評価を行い、関係機関と連携しながら保護者が安心して子育てを継続できるように支援を行った。【健康推進課】	A	学区子育てサロンの支援や情報発信で利用者がより参加しやすい状況を作ったり相談しやすい体制づくりに努める。また、利用者の方をはじめ多くの方に情報を発信できるようガイドブックをはじめ、ホームページや便りを出したりする。【子育て支援センター】 利用者支援事業（母子保健型）については、個別に応じた支援計画を立案し、妊娠期を含めた産後の支援も充実させると共に家庭児童相談室や子育て支援センター、その他関係機関との情報共有や支援の連携体制を強化する。【健康推進課】	★	⑭	P26 P28

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考			
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				達成度	今後の方向性や課題（目標）	法定等の有無	次世代の重点目標
1 子育てにやさしい環境づくり			9	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を継続的に実施する。	箇所数	3箇所：21,000人日	確保量：3カ所21,000人日 ※実績：3カ所 野洲市子育て支援センター：15,248人日 きたの子育て支援センター：11,382人日 あやめ子育て支援センター：4,649人日 合計：31,279人日（述べ人数） （平成30年12月末現在）	A	安心できる(人的・物的)環境づくりに勤め、利用者がより利用しやすい取り組みを継続していく。	⑨	① ④	P26 P28	
			10	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課・家庭児童相談室	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行い、乳幼児のいる全家庭訪問をめざし、事業の推進を図る。また1歳児のいるすべての家庭を民生委員児童委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行う。	訪問乳児数	450人（全戸訪問の実施） 【健康推進課】 470人（1歳児訪問の実施） 【家庭児童相談室】	確保量：450人（全戸訪問の実施） ※実績：352人（訪問実施数）/366人（訪問対象数）（平成31年1月末現在） 年度末までに全戸訪問を目指す。【健康推進課】 1歳児のいる家庭を対象に民生委員児童委員及び主任児童委員による子育て家庭訪問事業を実施。委託訪問件数：441件（平成30年度）【家庭児童相談室】	A	出産後、育児不安が高い乳児期早期の全戸訪問を目指す。【健康推進課】 1歳児の子育て家庭訪問事業については、今後も事業を継続し、地域とのつながりをもてるよう地域の子育て情報の提供や困りごとの聞き取り等を行なうとともに、必要に応じて関係部局と情報を共有し、育児不安等の支援を行なう。【家庭児童相談室】	★	⑭	P26 P30	
			11	養育支援訪問事業	家庭児童相談室	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業を継続的に実施する。	訪問乳児数	28人（養育支援が必要な家庭に対して訪問支援）	確保量：28人 ・養育支援が特に必要な家庭に対して、養育支援訪問員が養育に関する指導・助言等を行い、必要に応じて保健師と連携し支援を実施した。また、養育支援ヘルパー派遣事業では、離乳食時期に関する支援を行なった。 ・養育支援訪問員の家庭訪問 27人（平成31年1月末現在） ヘルパー派遣回数 2家庭（延べ7回）	A	・養育支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、関係部局と情報を共有し、連携を密にしながらい、必要な養育状況となるよう助言、指導、及び育児・家事支援等を行なう。 ・養育支援ヘルパー派遣事業については、ヘルパーが家庭に入ることに対し拒否的な場合があるが、必要な支援に繋がるよう努める。	★	③	P26 P30	
			12	子育て短期支援事業	子育て家庭支援課	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	事業No.2と同じ	A	事業No.2と同じ	④ ⑤ ⑪		P26 P31	
			13	ファミリー・サポート・センター事業	こども課	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	事業No.3と同じ	A	事業No.3と同じ	⑫	②	P26 P31	
			14	一時預かり事業	こども課	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	事業No.4と同じ	A	事業No.4と同じ	② ⑩		P27 P32	
			15	延長保育事業	こども課	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	A	事業No.5と同じ	③		P27 P34	
			16	病児・病後児保育事業	こども課	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	A	事業No.6と同じ	⑦		P27 P35	
			17	放課後児童クラブ	こども課	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供する。また、本事業を継続的に実施する。	箇所数 利用者数	1,030人（23カ所）	確保量：1,030人（23カ所） 実績：保育ニーズに応えるべく、土曜開所を行った。 利用者数（季節含む） 994人（平成30年5月1日現在） 土曜保育登録者数 30人（平成30年5月1日現在）	A	定員を超過している篠原こどもの家について、増築を行い25人増の確保を図る。これにより定員超過の解消を図る。	⑧	⑯	P27 P38	
		(3)	ワーク・ライフ・バランスの推進	18	延長保育事業	こども課	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	事業No.5と同じ	A	事業No.5と同じ	③		P27 P34	
				19	病児・病後児保育事業	こども課	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	事業No.6と同じ	A	事業No.6と同じ	⑦		P27 P35	
		(4)	経済的負担の軽減	20	実費徴収に係る補給給付を行う事業（新規）	こども課	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育所（園）などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業の検討をする。	-	野洲市実費徴収に係る補給給付事業補助金交付要綱に基づき対象者に補助金の支給を行う。 5人	・野洲市実費徴収に係る補給給付事業補助金交付要綱に基づき補助金を支給。 ・対象保護者3人（幼稚園在園児3人分） ・実費負担額月額7,000円（保育園在籍児は月額2,500円）を上限として補助金を交付。 ※平成31年3月末時点では合計約133,000円の交付見込	A	・当該事業を継続的に実施する。 ・なお、幼児教育・保育無償化に伴い、実費徴収の対象となる費用や対象児童の見直しをすすめる。	★		P27 P40
				21	妊婦健康診査	健康推進課	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を継続的に実施し、受診率の向上を図る。	妊婦の健康診査数	536人（妊婦健康診査の公費負担を継続）	確保量：500人（妊婦健康診査の公費負担を継続）※実績：妊婦健康診査受診券発行数：363人（平成31年1月末現在）	A	母子健康手帳交付時に全数面接し、すこやかな妊娠・出産・育児が行えるよう、情報提供や必要に応じて関係機関につなげる等、連携しながら個別支援していく。	★		P26 P29
		(5)	関連事業との連携（母子保健 など）	22	妊婦健康診査	健康推進課	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	事業No.21と同じ	A	事業No.21と同じ	★		P26 P29	
				23	乳児家庭全戸訪問事業	健康推進課	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	事業No.10と同じ	A	事業No.10と同じ	★	⑭	P26 P30	
				24	母子健康手帳の交付	健康推進課	母子健康手帳交付時には、保健師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する行政情報、保健・育児情報のきめ細かな提供を行う。	-	母子健康手帳交付時には、保健師・助産師による面接を行い、妊娠と乳幼児に関する保健・育児情報のきめ細かな提供を実施した。 ・母子健康手帳交付数 363人 ・保健師・助産師面接数 363人（平成31年1月末現在）	A	今後も母子健康手帳交付時を面接の場面と位置づけ、情報提供に加えて、すこやかな妊娠・出産が行えるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら個別支援していく。			P42 P43	

基本目標 1 子育てにやさしい環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業中止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定 等の 有無	次世 代の 重点 目標	計画書
			25	訪問指導（妊産婦・新生児・乳幼児）	健康推進課	母親が最も不安を感じる出産前後、乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、子どもの健やかな成長発達が促されるよう、育児支援を行う。	-	乳幼児期までは保健師や助産師が訪問指導を実施し、妊産婦の出産・育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長発達が促されるよう育児支援を行う。	・妊婦訪問数 8人 ・赤ちゃん訪問数 352人 (平成31年1月末現在)	A	妊産婦の出産・育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長が促進できるよう相談・育児支援を継続する。		⑭	P42 P43
			26	妊産婦の地域・行政との交流機会創出	健康推進課	「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続するとともに、より多くの参加促進のため周知活動を推進するほか、両親で参加できるプログラムを検討・実施する。また、個別に話をする機会である訪問指導などを充実し、育児の不安や悩みの解消を図る。	-	妊娠期の地域子育て支援の充実のために「マタニティサロン」、「育児サロン」、「出産準備教室」などを継続実施する。子育て期には乳児を持つ保護者向けの「すくすく教室」や乳幼児個別相談「すこやか相談」を継続実施する。	・マタニティサロン参加数 実28組 ・出産準備教室参加数 実37組 ・育児サロン参加数 延べ767組 ・すくすく教室 延べ517人 ・すこやか相談 延べ189組 (平成31年1月末現在)	A	妊産婦期の地域子育て支援体制充実のために、今後も事業継続する。			P42 P43
			27	妊産婦及び家族への禁煙支援	健康推進課	母子健康手帳交付時や訪問のほか、各種教室の相談、乳幼児健診など、タバコのみならず妊産婦及び家族の健康への影響について知識を普及する機会を拡充し、同居家族による受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを、関係各課連携のもと推進する。	-	母子健康手帳発行時の喫煙妊婦への禁煙指導に加え、妊産婦の喫煙者への禁煙や受動喫煙の知識普及など、受動喫煙の防止や禁煙に向けた取り組みを進める。	・禁煙指導、受動喫煙の害の知識普及、分煙指導を実施した。喫煙妊婦7人、妊産婦の喫煙114人に実施 ・出産準備教室参加者 37組80人、乳幼児健診における保護者やその家族の喫煙者232人に実施（平成31年1月末現在）	A	事業を継続実施する。受動喫煙家族が多いことから、地域で禁煙に取り組むための支援展開が今後必要である。			P42 P43
			28	不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実	健康推進課	不妊治療に関する不安や悩みを解消するために、関係機関が連携して、情報提供や相談体制を確立する。また経済的支援に関する情報提供を行う。	-	不妊治療への情報提供等を相談窓口案内等で引き続き実施する。また、治療費に対する経済的支援についても引き続き行う。	特定不妊治療費助成数 53件 (平成31年1月末現在)	A	・不妊治療への情報提供等は、相談窓口案内を引き続き行う。 ・治療費に対する経済的支援を引き続き行う。			P42 P43
			29	乳幼児健康診査の推進	健康推進課	乳幼児の異常の早期発見と疾病予防、また虐待につながる不適切な養育環境を把握するため、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する定期健康診査を実施する。また、関係各課が連携して周知促進を行い受診率向上を図る。	-	健診対象者数が前年度と比較してほぼ同数であるので、健診回数は変更せずに継続実施する。具体的には4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半児に対する乳幼児健康診査を実施し、未受診児には各関係機関と連携し、周知や保健師の訪問等により受診率向上を図る。	・受診率(H29年12月末)(H30年12月末) ・4か月児健診 97.9% 98.3% ・10か月児健診 97.9% 98.5% ・1歳6か月児健診 97.4% 97.2% ・2歳6か月児健診 96.9% 99.7% ・3歳6か月児健診 96.7% 97.0% ・いずれの健診も高い受診率を維持できている。未受診児の把握もできている。	A	・健診対象者数に応じて健診回数を見直ししながら、各健診を継続実施する。 ・また、未受診児には関係各課が連携し、周知促進、保健師の訪問等により受診率向上を図る。受診率向上を図ると共に今後も全数把握に努めていく。			P42 P43
			30	予防接種事業の周知	健康推進課	乳幼児の感染症予防のため、医療機関にて行われるHib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を行う。	-	Hib、肺炎球菌、四種混合、BCG、MRなどの定期予防接種について、広く情報提供を継続実施する。	・母子健康手帳交付時の情報提供 ・乳幼児健康診査時の情報提供 ・広報やす 年1回掲載 ・児童～学生には、市内の園や学校、市外通学者への個別通知を全数実施 ・学校保健委員会での周知啓発	A	今後も継続した啓発と、接種の必要性の説明を行う。			P42 P43
			31	育児相談の充実	子育て支援センター	子育ての中で生じる様々な悩みについて、育児相談を開催する。開催にあたっては、子育て支援センターなどを中心に、市民にとって少しでも身近な場での開催を検討する。	-	日頃の語りかけを大切な場とし、常時育児相談を実施する。また、学区サロンの訪問や電話での対応・面談などケースにあわせて実施する。個々の利用者に応じた支援のサービスを各関係機関との連携を図りながら提供する。地域の子育て関連情報の収集と発信を行う。	・広場での相談や情報発信を主としながら、ケースに合わせて電話や面談での商談に応じた。また関係機関との連携を図り支援サービスの提供に努めた。 ・電話相談：10件 ・面談相談：11件 ・広場での相談：450件 (平成30年12月末現在)	A	現在の相談事業を引き続き行う。必要に応じて関係機関と連携を持ちながら、支援を行う。			P42 P43
			32	小児救急医療体制に関する情報の提供	健康推進課	小児の救急医療が必要となった場合に、どこで診療が受けられるかの情報を関係各課連携のもとで提供し、適切な医療が早期に受けられるように支援する。	-	妊娠期、乳児期から集中的に小児の救急医療に関する情報の提供を行う。	・小児救急医療体制に関する冊子や資料を4か月児健診の集団指導（全20回開催、実375人に実施）で配布し動員した。 ・又、乳児教室（5回開催、実85人に実施）でも同様に動員した。（平成31年1月末現在）	A	・妊娠期から説明を行っている。また、特に乳児期前期に集中的に周知を図ることで、救急体制の適切利用を図る。 ・機会があるごとに周知を繰り返す事を徹底する。			P42 P43
			33	かかりつけ医づくりの推進	健康推進課	子どもの健康管理、疾病予防に関して相談できる、かかりつけ医づくりを、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて推進する。	-	かかりつけ医づくりの推進を継続する。	・かかりつけ医を持つよう4か月児健診の集団指導（全20回開催、実375人に実施）で動員した。 ・又、同様に乳児教室（5回開催、実85人に実施）でも動員した。（平成31年1月末現在）	A	今後も継続実施する。			P42 P44
			34	医療費の助成	保険年金課	福祉医療費助成制度については、制度の枠組みを維持していくため、制度本来の目的である経済的支援という基本的なスタンスに立ち寄り、制度の適正化に向け必要な見直し・改善を図る。	-	乳幼児への医療費助成は平成28年度から県が拡充し、すべて県制度へ移行したため広域的に安定し充足している。小中学生は入院費に対して引き続き市で医療費助成を行う。市の単独助成については今後の市の優先すべき課題(事業)や財政状況を見据えつつ引き続き検討する。	・乳幼児の医療費助成については、すべて県制度となり、県費の財源で医療費助成を行った。 ・小中学生の入院費に対しては、市単独事業として医療費助成を行った。 ・通院分の対象年齢の拡大等、今後の市単独事業の見直しについては、市の優先すべき課題(事業)や財政状況など市全体での総合的な視点で検討を進めているところである。	A	・乳幼児医療費、小中学生入院費助成について、引き続き助成を行う。 ・市単独事業の見直しについて、引き続き市全体の視点で検討を行う。			P42 P44
			35	不慮の事故防止に関する啓発の推進	健康推進課	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図り、不慮の事故を防止するため、乳幼児健康診査時や各種教室時など、様々な機会を通じて、広報紙や配布物等を活用して事故防止についての啓発を実施する。	-	乳幼児期に起こりやすい事故について周知を図る。	不慮の事故防止に関する啓発冊子や資料を4か月児健診（全20回開催、実375人）で配布し啓発した。又、乳児教室（5回開催、実85人）でも同様に啓発した。（平成31年1月末現在）	A	今後も継続実施する。機会があるごとに周知を繰り返す事を徹底する。			P42 P44

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考																							
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	法定 等の 有無	次世 代の 重点 目標	計画書																			
(1)	家庭教育の充実と親としての意識の醸成	1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	学校教育課・子ども課・生涯学習スポーツ課	子どもへの接し方やしつけなど、保護者に育児や家庭教育に関する知識を得て実践してもらうため、幼稚園・保育所（園）、小・中学校と連携しながら、研修会や講座等の学習機会や情報提供の充実を図る。また、PTAや保護者会の活動を中心に、様々な機会を通して、家庭教育の重要性の啓発を行う。	-	各校でPTA・保護者会での育児や家庭教育に関する講演会を行う。【学校教育課】 PTA活動等を通じて、家庭教育の重要性の啓発（研修会実施）を行う。【生涯学習スポーツ課】 各園において、子育てをテーマにした保護者対象の研修会や懇談会を実施し、子育て情報や学習機会の提供を行う。 PTAや保護者会において、各園の取り組みについて情報交換するとともに、子育てに関する合同研修会を実施する。【子ども課】	小中学校での学習会・講演会を開催した。また、消費者教育の一環として、スマホやネットの危険性について、子どもと保護者合同の研修会を3年計画で9小中学校で実施している。【学校教育課】 PTA活動等を通じて、家庭教育の重要性の啓発を行い、研修会を開催した。 PTAのつどい12月16日（日）さざなみホール、講演「コミュニケーション能力は生きる力～今すぐ誰でも簡単に始められる家庭教育～」講師：牧田もりかつ氏、参加者：293人【生涯学習スポーツ課】 保育園（所）・子ども園保護者連絡協議会においては子育てや人権問題について園と家庭、保護者同士がともに学び合う場として合同研修会を実施した。 12月1日（土）講演：「ずっと笑顔でいたいから～豊かで素敵な自分をめざして～」講師：今村 カ氏（NPO法人 あおぞら 理事）参加者：44人【子ども課】	A	引き続き各校でPTA・保護者会での育児や家庭教育に関する講演会を行う。【学校教育課】 家庭、学校、地域が協働して子どもを見守り育てる環境づくりを進めるため、PTA活動等を通じて、家庭教育の重要性の啓発を行い、研修会等を実施する。 【生涯学習スポーツ課】 保護者研修会の内容について各園が情報交換し充実を図る。各園において懇談会や相談事業、園庭開放などを随時実施したり、保護者同士の交流を積極的に支援したりして、子育ての孤立化を防ぐ。【子ども課】			P45																						
						(2)	地域における学習の推進	2	子ども会活動、青少年団体活動などへの支援	生涯学習スポーツ課	多様な年齢の子どもが交流を図り、成長する場として、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図る。	-	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図る。	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行った。子ども会連絡協議会 卓球大会10月27日（土）参加者：38人	A	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等を図り、青少年育成に取り組む。			P46																
												3	図書館活動の充実	野洲図書館	親と子の育ち合いの場、子どもが本に親しむ場として、地域に向向いての絵本の読み聞かせや学校図書館とのネットワーク化を図るなど、本に親しめる環境づくりの推進を図る。	-	図書館の児童書の充実並びに図書館内でのおはなし会、希望する園、学校、地域に向向いてのおはなし会やブックトーク、学校への出張貸出及び各種の団体貸出の実施を行う。また乳幼児健診時のブックスタートを実施する。 児童サービスに関連する事業においてボランティアとの協働を更に進める。 子どもと読書に関する講演会を開催し、子どもを取りまく大人への働きかけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 園向けの団体貸出用絵本セットの貸出（配本含む）を2ヶ月ごとに15園に実施。 1月末までに学校向けの貸出セットを57回貸出済み、調べ学習協力は42件。 市内2小学校・1中学校に対し、月1回館外個人貸出を実施。 ふれあい教室相談センターにて、月1回おはなし会と個人団体貸出を実施。 3月末までに、館内でのおはなし会を97回実施予定（うちボランティア協力24回）。地域の子育てサロン・学校・学童・園などのおはなし会を31回実施予定。市内小学校のうち5校の全学年におはなし会実施済み。（うちボランティア協力3回）アットパークを市内全小学校全クラスに対し実施済み。 市内の1幼稚園の保護者向け絵本講座へ職員を講師として派遣。 親子で絵本に親しむ機会として、絵本作家はやしあやみ氏によるおはなし会とワークショップを開催予定。 「化石とあそぼう」展示と説明会開催。 4か月健診におけるブックスタートの継続。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 児童用資料の整備を行い、適切な提供ができるように努める。 館内外のおはなし会の継続的な実施とPR 要望に応じた小中学校へのブックトークの実施。学校への調べ学習への協力、団体貸出の実施。 園向けの団体貸出用絵本の配本。 ブックスタートの継続実施。 子どもと本についての講演会などを毎年継続的に実施し、保護者や一般のかたへの啓発をはかる。 市内外で開催される子どもと本に関する講演会、研修会などの情報提供を園や小中学校に対して実施する。 			P46												
																4	コミュニティセンター活動の充実	生涯学習スポーツ課	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で実施する。	-	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動を行う教室を、地域住民と協働で実施する。	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動を行う教室を実施した。 地域子ども教室（7地区コミセン）332回、延べ5,527人（平成31年1月末現在）	A	地域における様々な体験活動や地域住民との交流活動を通じ、青少年育成を図るため、各学区で開催されている地域子ども教室を支援する。 ①各学区全てで「子どもの居場所づくり事業」「地域子ども教室」を実施する。 ②各学区の特色や実態を勘案しながら、事業の活性化を図る。			P46								
																				5	学校施設の開放	生涯学習スポーツ課	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進を図る。	-	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進や健康増進を図る。	市立小・中学校の体育施設を、学校教育に支障のない範囲で市民のスポーツ活動に開放することで、身近にスポーツに親しめる環境づくりに努めた。利用登録116団体（平成31年1月末現在）	A	引き続き子どもをはじめ市民の心身の健全育成を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進や健康増進を図る。			P46				
																								6	環境に関する啓発の推進	環境課	びわ湖から里山の自然環境を活かしたイベントを市民協働で実施し、子どもを対象に自然環境に関する体験学習を実施する。	-	第2次野洲市環境基本計画の基本理念のもと、これまでの取り組みを継承し、里山から琵琶湖へつながる自然環境について学べる環境学習に取り組む。継続事業として、砂浜学習会、山・川・湖の生態調査、篠原小伊勢道峠越え、びわ湖環境学習会、あやめ浜まつり、漁民の森づくり、ヨシ植えイベント、タケノコ採りイベント、カブトムシ幼虫観察会、野洲川北流跡自然の森の観察会及び出前講座（「リサイクルペーパーアート」・「人形劇」・「紙芝居」等）を実施する。自然のつながりという視点に立った学習会としては、ピワマス遊上観察会を予定している。	左記事業においては、スポーツ少年団、中主小（4、5年）、北野小（3年）、祇王小（4年）、篠原小（4年）、篠原学童保育所、三上学童保育所などから幅広く参加があった。左記事業以外では、北野小（4年）において総合の授業の一環として自然環境保全の活動見学および体験、野洲小（3年）においてエコとごみに関する出前講座を行った。上記事業を通して身近な環境に触れることはもちろん、豊かな自然の恵みを受け、自然の大切さを感じてもらえた。これら事業には保護者の他、一般参加者も含まれるが、延べ1,500人以上が参加した。	A	引き続き同様事業を開催予定とし、身近な自然に親しむ取り組みを実施していく。自然環境のフィールドは、里山や川、森、湖があり、その場面面で事業が展開されている。個々の場面を線で結び取り結ぶよう、里山から琵琶湖へつながる一連の自然体験学習を実施できるかが課題であり第2次環境基本計画で取り組むべき内容である。自然環境を守っていくには様々な要因が絡みあうことに気付き、考え、行動できるような体験を通じて学習できる機会を学校・その他団体と連携し、多くの子どもたちに提供していく。			P46
																												7	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	野洲市歴史民俗博物館	豊かな歴史と文化遺産を展示紹介するとともに、家族ぐるみで学べる場の提供など、子どもが郷土の歴史・文化に親しむを持って学習できる機会の提供を図る。	-	市内の校舎、学童保育所、子ども会や、家族での利用を促進する。 弥生の森歴史公園の体験工房で、まが玉作り等の体験学習を、通年型で実施する。	市内小学校の歴史学習をはじめ、園の選定、学童保育所、PTA活動などで来館された。 園児や児童、家族連れなど2,000人以上が、体験学習に参加された。	A

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	法定等の有無
2 子どもの生きる力を育む環境づくり	(3)	思春期保健の充実	8	性教育の推進	学校教育課	各年齢に応じて、生命・育児の尊さに関すること、性や感染症に関することなどについて、正しい知識の普及啓発を図り、特に中学生に対して早期の啓発や相談ができる体制の構築を検討する。また、専門的な視野で指導できる人材をゲストティーチャーとして活用し、学習内容の充実を図る。	-	各校でPTA・保護者会での育児や家庭教育に関する講演会を行う。	各校で、人権教育と関連させた内容で実施した。	A	生命に関わる学習を参観授業にするなど、子どもたちの学習と関連させて、保護者への啓発をしていくことが効果的であると考えている。			P47
			9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育課・生涯学習スポーツ課	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。	-	少年センターや警察と連携を図り、薬物乱用防止教室を全学校で実施する。全学校では独自の喫煙防止等の教室を実施する。【学校教育課】 少年センターや警察など関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。【生涯学習スポーツ課】	少年センターや守山警察署と連携を図り、薬物乱用防止教室を継続して小学校6年生と中学生を対象に実施した。また今年度から新たに小学校1校で3年生を対象とした非行防止教室を開始した。【学校教育課】 青少年育成市民会議、守山警察署や守山野洲少年センター等の関係機関と連携し、子どもたちの見守りや街頭啓発の活動を実施した。 ・愛の声かけ運動 7月2日（月）参加者：1,104人、11月1日（木）参加者：1,011人 ・愛のパトロール（第1・第3金曜日）、有書図書等の立入調査の実施。【生涯学習スポーツ課】	少年センターや守山警察署と連携を図り、薬物乱用防止教室を継続して小学校6年生と中学生を対象に実施する。また、小学校3年生を対象とした非行防止教室も実施校を段階的に増やし、将来的には全ての小学校で2回、中学校で1回の連携教育の実施を目指す。【学校教育課】 青少年の健全育成を図る目的で設立されている青少年育成市民会議の活動を支援し、声かけ運動等を展開する。守山野洲少年センターの非行防止や有害環境の浄化活動と連携した事業を展開していく。【生涯学習スポーツ課】	A			P47
			10	思春期保健関連機関との連携	学校教育課	児童生徒の思春期における健全育成を目的に、小・中学校と健康推進課など関係機関との連携を強化し保健教育の充実を図る。	-	健康推進課から保健師を招いての喫煙防止教室等の保健の指導の充実を図る。	がん教育の中で、喫煙防止やたばこの害について、健康推進課の保健師と連携して実施した。	A	今後も実施していく。			P47
	(4)	豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全	11	遊び場の確保・整備	こども課・教育総務課・都市計画課・子育て支援センター	施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所（園）や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕の実施。また、新規公園の整備についても、土地利用の状況を勘案しながら、検討する。	-	園内の遊具、玩具、生活空間など、園児が安全に過ごせるための環境を整備する。また、月2回の安全点検を実施する。（幼稚園・保育園） 降園時間帯に、園庭を開放し、遊びの時間を保障する。（幼稚園）【こども課】 毎日の遊具の安全点検や週1回の洗浄消毒を行い遊び場の環境整備をする。【子育て支援センター】 遊具保守点検を専門とする業者に、年に一度遊具の保守点検を委託し、点検結果に基づき遊具の修繕を行う。【こども課】【教育総務課】【都市計画課】	・園内の遊具、玩具、生活空間など、園児が安全に過ごせるための環境を整備した。また、月2回の安全点検を実施した。（幼稚園・保育園） ・降園時間帯に、園庭を開放し、遊びの時間を保障した。（幼稚園）【こども課】 遊具の保守点検を夏季長期休業期間に実施し、修繕を必要とする遊具があれば早急に修繕した。【教育総務課】 遊具の保守点検を実施した。修繕を緊急に必要とする遊具は早急に修繕した。【都市計画課】 毎日の遊具の安全点検や修繕、週1回の洗浄消毒の実施。 【子育て支援センター】	引き続き、月2回の安全点検を実施し、園児が安全に過ごせるための環境づくりをすすめる。幼稚園の降園時間帯の園庭開放も継続し、遊びの時間を確保する。【こども課】 今後も引き続き遊具の保守点検を実施し、修繕が必要となれば早急に修繕を実施する。【教育総務課】 今後も引き続き、年1度の保守点検を実施するとともに、修繕が必要な危険度の高い遊具については早急に修繕し、適正な保守を実施する。【都市計画課】 乳幼児の親子が安心して遊べる環境整備を行う。子どもの発達や興味に応じた玩具の入れ替えや、利用しやすい環境づくりに努める。【子育て支援センター】	A			P48
			12	歴史や自然を生かしたまち並みの周知	都市計画課	歴史や自然を生かした優れた景観を、未来に引き継ぐべき重要な資産として周知するとともに、市民の認識として定着を図る。	-	景観行政について周知を実施し、市民意識の高揚を図る。	広報において野洲市景観行政について掲載し、周知を図った。	A	野洲市の景観形成方針や取組みについて、景観審議会や市ホームページを通じ、継続して周知活動を行う。			P48
	(5)	子どもの安全の確保	13	子どもへの防犯意識の醸成	こども課・学校教育課	保育所（園）や幼稚園、小・中学校において、被害防止教室などの防犯講習を充実し、子どもの防犯意識の醸成を図る。特に、インターネット等の問題については、保護者もきめ意識の醸成に努める。	-	不審者に対する対応マニュアルにより、園児も不審者への対応のしかたを習得できるよう指導する。また、保護者にも同様の啓発を行う。【こども課】 全小学校において、スクールガードリーダーや警察を講師に招いて防犯教室を実施し、防犯意識の醸成を図る。【学校教育課】	不審者対応の避難訓練を年1～2回実施し、園児が犯罪から身を守る方法を具体的に指導した。引渡し訓練や避難訓練内容の報告によって保護者に対する啓発を行った。また、職員もさまざまな取り扱いの護身術訓練に参加するなどし、園児を守るための技量向上に努めた。園管理では、防犯カメラを3園に、また4月に開園する三上こども園にも設置した。ほかさくらばさまこども園にはインターホンを門扉に設置した。【こども課】 全小学校で、スクールガードリーダーや警察を講師に招いた防犯教室や、防犯を想定した避難訓練の実施等により、防犯意識の醸成を図った。【学校教育課】	各園で定期的に行っている避難訓練の中に不審者対応訓練の実施要項を盛り込み、マニュアル化している。今後も園児の訓練指導と保護者啓発を運動させて防犯や防災の意識の一層の高揚を図る。園の危機管理体制について確認し、インターホンの設置などを順次進める。【こども課】 全小学校にスクールガードリーダーや警察を招くなどして、防犯教室を実施し、防犯意識の醸成を図る。また、全小中学校において、教科学習や保護者と合同の研修会の実施により、インターネット等の問題についての意識の醸成に努める。【学校教育課】	A			P48 P49
			14	子どもSOSホーム	学校教育課	子どもの安全を守るため、保護者・地域と連携協力し、子どもが外で危険な目にあった時に助けを求めることができる家「子どもSOSホーム」の設置を進める。	-	野洲市に設置している約620軒のSOSホームのプレートやSOSコーンの適正な維持管理を進める。	すでに設置しているプレート、SOSコーンを適宜新しいものに更新した。	A	引き続き、すでに設置しているプレート、SOSコーンを適宜新しいものに更新していく。			P48 P49
			15	防犯体制の強化	危機管理課（学校教育課）	地域での子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、学校、警察等が連携・協力し、防犯活動や見守り活動等の推進。また、防犯灯など市内の防犯設備の強化に努める。	-	地域の防犯力の向上のため、防犯灯の維持管理やブルーフラッシュ活動を行う。ブルーフラッシュ活動については、毎月末の金曜日、午後8時から駅周辺の自治会、駅前駐在所、地域安全センター及び危機管理課で協力して行う。【危機管理課】 防災・防犯訓練の一貫として避難訓練の充実を図るとともに、全小学校で保護者への引渡し訓練の実施を進める。また、全小学校において、野洲市スクールガードリーダーを講師に招き、校内や登下校時の防犯警備について、スクールガードや教職員を対象に指導を仰ぎ、学校及び地域の防犯体制の強化と充実を図る。【学校教育課】	・駅前周辺における良好な治安確保と地域安全活動の活性化を目的に、毎月末の金曜日、午後8時から駅周辺の自治会と市危機管理課、地域安全センター及び駅前駐在所でブルーフラッシュ活動（防犯活動）を実施した。 ・また、防犯灯管理においては、適切且つ迅速に維持管理を行い、また市内各学区からの要望により、市内に新たに5箇所防犯灯を設置した。【危機管理課】 ・全小中学校で、計画的に避難訓練を実施するとともに、全小学校で引渡し訓練を実施した。 ・全小学校にスクールガードリーダーを講師に招くなどして、校内や登下校時の防犯警備について、スクールガードや教職員を対象に巡回指導訪問を行い、学校及び地域の防犯体制の強化と充実を図った。【学校教育課】	地域の防犯力向上のため、防犯灯の維持管理や啓発活動の実施に努めるなど、継続した活動を実施する。 また、不審者等の情報については、関係者と協議し、市民等へ迅速な情報提供に努める。【危機管理課】 全小学校で引き続き訓練を継続するとともに、引き続き、スクールガードを講師に招き、校内や登下校時の防犯警備について、スクールガードや教職員を対象に指導を仰ぎ、学校及び地域の防犯体制の強化と充実を図る。【学校教育課】	A			P48 P49

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		達成度	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載			H30指標（成果）実績	法定等の有無	次世代の重点目標
			16	園や学校の安全管理に関する取り組み徹底	こども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、学校、学童保育所において、犯罪などから子どもを守るため、緊急通報システムの整備や登校(園)後の閉門、防災・防犯訓練の実施など、安全対策の徹底を図る。	-	緊急通報システムを保護者に周知し、メール登録を促す。門の開閉管理の徹底および定期的な防犯防災訓練を実施する。 また、避難確保計画に基づいた避難訓練を行う。 【こども課】 市内全小中学校で交通安全教室を実施する。また、全校で防災・防犯訓練を実施し、安全対策の徹底を図ると共に、消防署、危機管理課と各校園の防災コーディネーターとの情報交換会を開催し、関係機関との連携と協力を図る。 【学校教育課】	A	平成27年1月より実用化した緊急通報システムについて、保護者への周知をはかり、不審者情報や自然災害、感染症の状況などについてメール送信で全保護者に通知した。門の開閉管理の徹底および定期的な防犯防災訓練を実施した。【こども課】 全小中学校で交通安全教室を実施した。また、防災・防犯訓練を実施するなどして、安全対策の徹底を図った。また、消防署、危機管理課、各校園の防災コーディネーターとの情報交換会を開催し、連携を深められよう努めた。【学校教育課】			P48 P49
			17	交通安全教育の推進	危機管理課・こども課・学校教育課	子どもを交通事故から守るため、子どもだけではなく、保護者に対しても交通安全意識の向上を図る。また、あわせて防犯意識についても喚起できるような内容となるよう工夫を行う。	-	4月10日(火)三上小学校入学式で新入学児童を対象に交通安全啓発品を配布して、交通安全意識の向上を図る。 4月13日(金)に篠原小学校、4月19日(木)に祇王小学校で、1年生対象の交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図る。 6月に地元農家の協力を得て、中主幼稚園の5歳児やJA年金の友の会役員とでさつま芋を植え、秋に園児とさつま芋を収穫し、道行くドライバーに配布するのと併せて、交通安全の啓発を実施する。【危機管理課】 春・秋の交通安全週間について園だより等にて周知すると共に、各園で日常の保育場面や交通安全教室などで発達に合った具体的な交通安全指導を実施する。親子で交通安全への意識をより高められる取組みを充実する。【こども課】 市内全小中学校で交通安全教室を実施する。 【学校教育課】	A	・4月10日(月)市内小学校入学式で新入学児童を対象に交通安全啓発品を配布、4月13日(金)に篠原小学校、4月19日(木)に祇王小学校で、新1年生対象の交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図った。 ・また、6月に地元農家の協力を得て、中主幼稚園の5歳児(約100人)やJA年金の友の会役員とでさつま芋を植え、秋に園児とさつま芋を収穫し、11月13日にそのさつま芋を道行くドライバーに配布するのと併せて、交通安全の啓発を行った。【危機管理課】 春・秋の交通安全週間について園だより等にて周知すると共に、各園で日常の保育場面や交通安全教室などで発達に合った具体的な交通安全指導を実施した。保護者の参加や保育内容の報告により保護者啓発を行った。【こども課】 全小中学校で交通安全教室を実施した。【学校教育課】			P48 P49
	(6)	関連計画との連携(教育振興・食育など)	18	人権教育の推進	学校教育課	市の基本方針に基づき子ども一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な差別をなくす実践力を身につけるよう、人権教育を進めるために有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に継続して取り組む。	-	昨年度の各小学校の実践をもとに検討を加え、本年度の各小学校での取組みを充実させる。 また、就学前、中学校での取組みとの関連性を確認し、共通理解を図る。 各小学校の実践だけでなく、中学校での実践と併せて事例集の作成する。また、校種間での交流を進めていき、新たな人権課題にも取り組んでいく。	A	各小学校において、人権学習プランに基づいて実践することができた。また、小中学校の実践事例集の活用や、主任会での交流により、取組の充実を図った。また、就学前、小学校、中学校の課題別人権学習の取組みの交流と、接続について意見交換と情報交流を行った。			P50
			19	環境教育の充実	こども課・学校教育課	子どもが環境問題に関心を持ち、環境への取り組みが日常生活に根づくよう、各校・園において、地域清掃やごみの分別リサイクル活動、また、県の「ゴミゼロの日」など、市や学校・園としての取り組みを実施する。	-	各園においてごみの分別指導を行ない、発達に応じてリサイクル活動や清掃活動に参加できる取組みを構築する。また、保育の中で廃材を用いた教材作りなどに取組み、園児がリサイクルを身近なものとして捉えられるよう働きかける。さらに、PTA活動や保護者会活動でリサイクル活動を取り入れ、保護者が環境問題に関心を持つ機会を創出する。 【こども課】 各校で環境教育を充実させるために「ゴミゼロの日」を設けて環境問題を意識させる。【学校教育課】	A	各園においてごみの分別指導を行ない、発達に応じてリサイクル活動や清掃活動に参加させる取組みを実施した。また、PTA活動や保護者会活動でリサイクル活動を取り入れ、保護者が環境問題に関心を持つ機会とした。【こども課】 全小学校で「ゴミゼロの日」を設けて環境問題を意識させたり、小中学校で児童会や生徒会が中心となって、清掃活動やボランティア活動を計画実施するなどした。 【学校教育課】			P50
		20	男女平等教育の推進	こども課	固定化された性別役割分担意識をなくし、就学前から性差にとらわれない教育の推進を図る。	-	絵本等教材やごっこ遊びなど幼児に合った活動を通してジェンダーフリーの公平な認識が持てるよう指導する。	A	各園において、独自の教材や題材等の発掘に努め、幼児にふさわしい、生活や遊びを通じた男女平等教育を推進できた。			P50	
		21	国際理解教育の推進	企画調整課・こども課・学校教育課	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適応できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小学校での外国語活動の充実を図る。また、就学前においても、異文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図る。	-	クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流において青少年への積極的な交流参加を呼びかけ、国際理解の推進を図る。【企画調整課】 各園において、国際交流協会等の協力を得ていろいろな国の人たちとの交流の機会を設けたり、絵本や音楽等教材を通して外国の文化に触れる機会を設ける。【こども課】 諸外国の歴史や文化について正しい理解を図るため、学習機会を各校で設ける。 小学校での外国語活動の時間は、3年生・4年生でそれぞれ15時間、5年生・6年生でそれぞれ年間50時間実施する。【学校教育課】	A	クリントン・タウンシップへの交流使節団として中学生6名が訪問し、交流を行った。【企画調整課】 国際交流協会からゲストティーチャーを招き、挨拶や歌、遊び、絵本など、幼児に理解しやすいように工夫しながら多文化について学びの場を持った。また、このことを保育にも取り入れ、写真や文字、国旗を掲示するなどして日常的に国際理解への関心を深めた。【こども課】 諸外国の歴史や文化について正しい理解を図るため、国際協会等と連携して学習機会を各校園で設けることができた。(幼稚園を含めて年間約100回) 英語専科教員や英語教育支援員との連携により各小学校で外国語活動の指導を充実させた。【学校教育課】			P50	

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定等の有無	次世代の重点目標	計画書
			22	福祉教育の推進	学校教育課	小・中学校の児童生徒の福祉意識の高揚を図るため、福祉体験活動や施設訪問等を教育活動に位置づけ、福祉教育を推進する。	-	福祉体験活動や施設訪問を教育活動に位置づけ、養護学校や関係機関と連携して福祉教育を推進する。	市内小中学校において、総合的な学習の時間や行事、生徒会活動を通して福祉施設・市関係機関を訪問したり学校に招いたりして福祉教育について学ぶ機会を創出した。	A	今後も、福祉体験活動や施設訪問を教育活動に位置づけ、養護学校や関係機関と連携して福祉教育を推進する。			P50 P51
			23	情報教育の推進	教育総務課 (学校教育課)	情報化社会に対応した人材を育成するため、学校教育を通して、情報モラルをはじめ、コンピュータの基本操作、インターネットを活用した情報収集・活用方法等の教育の推進を図る。	-	校務用端末の更新を図るとともに、当該端末を学習指導用と兼用することで、同時に整備を図るデジタル教科書と各教室に配備する大型表示装置を駆使して、授業等におけるICT教育の推進を図る。【教育総務課】 学校ICT教育の基盤整備を行い、情報教育・授業改善を行う。【学校教育課】	校務用端末（学習指導用と兼用）および大型表示装置等を導入し、普通教室等でデジタル教科書等を活用した授業が実践できるよう機器を整備した。【教育総務課】 情報教育を進めるとともに、8月に導入した校務用パソコンや大型モニターを使い授業改善を行いました。また、外部講師を招き、児童生徒や保護者向けに、ネット環境の危険性についての研修を行いました。【学校教育課】	A	平成31年度予算において、耐用年数を迎えたコンピュータ教室の機器の更新整備を図る。【教育総務課】 今後、情報教育の重要性は増加してくるものと思われ、継続して進める必要があります。【学校教育課】			P50 P51
			24	食育の推進	こども課	「食」を健全な生活と育ちの基本ととらえ、日々の生活習慣や食への基本などを幼児期から身に付けられるよう、関係各課が連携して取り組む。	-	各園において食育計画を立て、栽培活動や調理活動を実施して食への関心を高め、関係各課の連携の下、栄養士の指導や日常的な給食指導により食生活の基本的習慣を習得できるよう指導する。	各園において食育計画を立て、栽培活動や調理活動を実施して食への関心を高め、関係各課の連携の下、栄養士の指導や日常的な給食指導により食生活の基本的習慣を習得できるよう指導した。	A	・園児への食育の取組みの充実とともに、家庭においても食を家庭教育の基本として関心を深められるよう啓発活動を充実させる。 ・野洲市食育推進委員会における各団体との連携を強化し、園での食育活動への協力を呼びかける。			P51

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				達成度	法定等の有無	次世代の重点目標
(1)	ひとり親家庭への支援		1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	子育て家庭支援課	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、常時相談を受けることができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図る。	-	個々の生活状況に応じて、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行う。外部委託による事業を実施し、ひとり親家庭の交流の場を提供する。	・母子父子自立支援の延相談件数 1,759件 主な相談内容 就労、貸付、資格取得 ・プログラム策定件数 41件（平成30年12月末現在）	A	・求職希望のひとり親に対して、やすワークと連携して迅速な求人情報の提供を行うとともに、就労後の生活についても、継続して支援していく。 ・ひとり親家庭の精神的な負担軽減を図るため、子育てや生活支援などの相談業務を行う。 ・母子父子自立支援員と、プログラム策定員が情報共有と連携をして、自立した生活ができるように支援を行う。		⑮	P52
			2	ひとり親家庭への経済的支援	子育て家庭支援課・こども課・保険年金課	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講にもなう生活資金の支給のほか、所得により保育所（園）・学童保育所保育料に対する軽減を図る。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続する。	-	ひとり親家庭に対して児童扶養手当の支給や貸付及び高等職業訓練促進給付金制度等の利用促進を図る。【子育て家庭支援課】 所得により保育所（園）・幼稚園・学童保育所保育料に対する軽減を継続的に実施する。【こども課】 ひとり親家庭に対して必要な医療費助成を行う。【福祉医療】【保険年金課】	児童扶養手当受給者数 308人、福祉資金貸付対象件数 52件を実施した。（平成30年12月末現在）【子育て家庭支援課】 保育所（園）・幼稚園では、ひとり親家庭で、かつ市民税所得割課税額77,100円以下の保護者に対して軽減を図った利用者負担（保育料）額とした。学童保育所保育料に対しては減免措置を継続的に実施し、平成30年度の減免実績は150件（平成31年2月現在）。【こども課】 ひとり親家庭に対して引き続き必要な医療費助成を行った。【福祉医療】【保険年金課】	A	安定した生活を送ることができるように、今後も適正な経済的支援を行う。【子育て家庭支援課】 引き続き、保育所（園）・幼稚園・学童保育所保育料に対する軽減を継続的に実施する。【こども課】 現制度の内容を継続し引き続き医療費助成を行う。【保険年金課】			P52
	いじめ、不登校、非行への対応の充実		3	こころの教育相談事業の充実	ふれあい教育相談センター	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談に加え学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図る。	-	不登校、いじめ等で悩んでいる児童生徒や保護者を対象に、専門性を有するカウンセラーが面談や電話相談を行う。心の安定を図るとともに課題解決に向けて支援を行う。また、学校・関係機関と連携する。 週5日（月～金、10:15～17:15）、1人当たり 50分、予約制で実施する。	【こころの教育相談】（12月末時点） ・のべ相談件数： 356件 ・相談者の内訳：小学生61件・中学生67件・小学生母子70件・中学生母子5件・小学生保護者71件・中学生保護者75件、その他7件 ・相談内容：不登校・発達障害・いじめ ・電話による相談も47件あった。 ・月曜日から金曜日までカウンセラーが常勤しているため、保護者の「今、相談したい」というニーズに応えることができる。	A	【こころの教育相談】 ・働く親にとっては日中の時間に面談に来たり、電話で相談したりすることができない。		⑥	P52 P53
			4	適応指導教室の充実	ふれあい教育相談センター	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自信回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図る。	-	不登校にある児童生徒の心の安定と自信回復、学校復帰につなげる居場所づくりに努める。 週5日（月～木9:30～14:00、金9:30～12:00） 個別の学習活動とグループでの体験活動との二本柱で行う。体験活動では、栽培・料理、陶芸、スポーツ、社会見学・館外活動を通して、社会性やコミュニケーション力の向上を目指す。学校との情報共有と効果的な連携、指導員の資質向上等についても検討していく。	【適応指導教室ドリーム】（12月末時点） ・小学生1名・中学生3名が月曜日から金曜日まで週5日通所した。教室は133日開設した。 ・一定期間時期を決めて児童生徒に登校促すチャレンジ登校を4回実施 ・指導員が児童生徒への対応や指導方法を学ぶための研修会、スーパーヴァイズを2回実施 ・不登校の解消に至ることはないが、チャレンジ登校を通して、通所する児童生徒が学校とつながりをもつことができた。	A	【適応指導教室ドリーム】 ・通所する児童生徒は全員、生活背景の厳しさをもっていたり、特別な教育的支援を必要としている。そのため、指導方法の検討や学校との連携にも時間がかかる。 ・調理実習や体験学習では個人に還元されるものである以上、実費を負担してもらう必要があるが、生活の厳しい児童生徒にその負担を求めることが難しくなってきた。		⑦	P52 P53
			5	青少年健全育成事業の推進	生涯学習スポーツ課	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。	-	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。（全戸配布）	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」（8月、10月、3月発行、全戸配布）、チラシ等の配布により啓発を行った。	A	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」（全戸配布）、チラシ等の配布により啓発に努める。			P52 P53
(3)	子どもの権利の尊重		6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	家庭児童相談室	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組む。	-	要保護児童対策地域協議会委員に対しての研修会を実施する。 関係機関職員の資質向上のため、ケース検討、事例研修会等の実施をするとともに、県主催等の研修会への参加促進を図る。 市生涯学習出前講座による市民向け啓発活動を実施する。	・要保護児童対策地域協議会関係機関の知識向上のため研修会を実施した。 ・代表者会議 2回（54名） ・実務者会議全体会 2回（44名） ・定例会 2回（35名） ・CSP幼児版連続講座（90分講座4回）（子育て支援センター職員 6名） ・CSP幼児版初級指導者養成講座（3日間延べ20時間 7機関 8人参加） ・主任児童委員情報交換会に参加した。（2回） ・生涯学習出前講座を実施した。（3箇所） ・県主催等の研修会を受講した。	A	・要保護児童対策地域協議会において協議し、学識経験者の助言を受け、要保護児童対策地域協議会の運営について改善を図る。 ・要保護児童対策地域協議会関係機関の職員を対象に研修会を実施し、職員の資質向上を図る。		⑫	P54
			7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	家庭児童相談室	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会の推進を目指す。	-	社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市内スーパーでの街頭啓発及び子育てサロンでの啓発活動を実施する。	・市内スーパーでの街頭啓発（平成30年5月2カ所） ・各学区「子育てサロン」での啓発活動（平成30年11月 6カ所） ・のぼり旗の設置（平成30年5月・11月 1施設） ・横断幕の設置（平成30年5月・11月 1カ所） ・電光掲示板による啓発（平成30年5月・11月 2カ所） ・市広報による啓発活動（平成30年5月号・11月号） ・公共施設に啓発コーナー設置（平成30年5月・11月 1施設） ・庁内LANにより市職員へ啓発（平成30年5月・11月全職員対象） ・人権YASU2019に参加（平成31年2月17日）	A	幅広く周知を行いながら、関係機関とも協力し、趣向を凝らした啓発活動を継続的に行う。		⑫	P54

基本目標 3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定等の有無	次世代の重点目標	計画書
3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり			8	差別をなくす教育・保育の実施	人事課・（こども課・学校教育課・人権施策推進課）	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育の推進を図る。	-	市職員研修において人権に関するテーマを設定し、連携研修（全体研修、集合研修、職場研修）による手法で、自ら行動できる職員の育成及び職員全体の意識向上を図っていく。また、各種講座、集会等への派遣研修を通じ、職員の資質向上を図っていく。【人事課】 人権尊重を根底においた保育実践に向けて、「野洲市人権保育基本方針」の共通理解をさらに深める。「人権保育訪問」「人権教育計画訪問」や、全体研修会において、保育園・幼稚園職員の交流をはかり人権保育へ共通理解を図る。人権擁護委員による人権紙芝居など、園児が具体的に人権の大切さを学べる機会を設ける。【こども課】 子どもの人権について、各自治会で開催している「地区別懇談会」において、具体的な事例を提示しながら、子どもの人権を含めたあらゆる人権の尊重と擁護について、さらに地域住民の人権意識を高めていく。【人権施策推進課】	講演とグループワーク（対話）を通じて、人権問題の正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚や問題解決に向けた実践力の向上を図ることを目的に、人権施策推進員および職場研修推進員を対象に、人権研修を実施した。その後、昨年同様、推進員が各職場で伝達研修を実施することで、全職員に人権について考える機会を設けた。【人事課】 「野洲市人権保育基本方針」を全園で共通理解し、差別をなくす子どもの育成にむけての指針を共有した。また、市内幼稚園5園と保育園（所）10園において「人権保育訪問」「人権教育計画訪問」を実施し、実践交流を通じて、人権尊重を基盤とする保育内容の充実にも努めた。【こども課】 子どもの人権尊重において、自尊感情を育み高めるために、どのように子どもに関わるか、また、その手立ては何か、について研修を深めることができた。また、日常生活の中で見られる事象について、人権の視点から見つづきについて交流を深めることができた。【人権施策推進課】	A	職員研修計画に基づき、職員の知識習得をはじめとする人権問題に対する正しい理解、人権意識の向上を目指し、各種講座、集会等への派遣研修を通じ、職員の資質向上を図っていく。【人事課】 今後も「人権保育訪問」「人権教育計画訪問」を実施し、人権尊重を根底においた保育実践の交流を通して「野洲市人権保育基本方針」の具現化に努める。【こども課】 子どもの人権について、各自治会で開催している「地区別懇談会」において、具体的な事例を提示しながら、子どもの人権を含めたあらゆる人権の尊重と擁護について、さらに地域住民の人権意識を高めていく。【人権施策推進課】			P54
			9	子どもの意見発表の機会の提供	生涯学習スポーツ課	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	-	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。 ・中学生広場 7月14日開催、参加者239人 ・育成フォーラム 12月8日開催、参加者206人	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」を開催し、子どもたちの意見を聞き、青少年育成市民会議広報誌に意見発表等を掲載し、啓発を行った。	A	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。			P54
			10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援の充実	企画調整課（市民生活相談課）	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組みとともに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座等の開催に努める。	-	市内在住・在勤の外国人家庭に対し、通訳や翻訳を行い、生活上の支援を行う。【企画調整課】 市内在住・在勤の外国人家庭に対し、生活困窮者自立支援法に基づく支援を行う。【市民生活相談課】	市内在住・在勤の外国人家庭に対し、国際協会に委託し、日常生活に必要な通訳や翻訳を行った。【企画調整課】 外国籍で子どもがいる世帯については生活困窮者として3世帯の支援をした。【市民生活相談課】	A	引き続き、日常生活に必要な通訳・翻訳の支援を行う。【企画調整課】 家計管理が難しい世帯が多く、特に外国籍の子どもの進学に係る費用等について親の理解が難しい。そこで丁寧な説明と支援が必要であるため、通訳等の協力体制の整備が必須である。【市民生活相談課】			P54
	(4)	関連計画との連携（障がい福祉 など）	11	特別支援教育	学校教育課・こども課	支援の必要のある子どもを、保育所（園）や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図り、一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供する。	-	子どもの発達障害を理解し把握して一人ひとりに適切な支援ができるように、特別支援教育コーディネーターや担任の力量を高めるために研修会を開催する。巡回相談員の訪問により専門的な見解を受けて具体的な指導内容や方法、体制等を学べる機会を設ける。発達支援センターと連携を進める。【学校教育課】 就学前特別支援教育推進委員会において、就学前の特別支援教育に幼稚園、保育園、こども園が同じ視点を持って取り組んでいけるようにする。また、特別支援コーディネーターを中心に研修、実践を進め、各園での特別支援教育に対する理解と認識を深める。発達障がいなど、子どもの特性を理解して一人ひとりに適切な支援ができるように、加配保育士・教諭の配置を行い、支援体制を整える。【こども課】	特別支援教育コーディネーターや担任の研修で、グループ毎のテーマ別研修を行い、力量を高めることができた。巡回相談訪問を保育所（園）幼稚園、小・中学校で実施した。このことにより、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上につながった。【学校教育課】 ・個性や特性に応じた多様な保育や個別の支援を受けながら誰もが安心して園生活を送れるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配配置により支援体制の充実を図った。 ・就学前特別支援教育推進委員会において、感覚統合による幼児の身体作り強化や、専門性を高めるために特別支援コーディネーターの研修会を年間2回実施した。【こども課】	A	引き続き、巡回相談員や専門家チームに各校園が専門的な指導・助言等の教育相談を受けることができる体制を整え、授業改善ときめ細やかな支援を目指していく。支援の必要な子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮の実施や「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した効果的な支援を進める。【学校教育課】 ・引き続き、保育所（園）や幼稚園において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図る。その中で、教育支援計画・個別指導計画により、一人ひとりの特別支援をよりきめ細やかに実施する。 ・感覚統合を取り入れた特別支援教育についての実践研究を引き続き実施する。【こども課】	⑤		P55
			12	早期療育通園事業（療育教室）の充実	発達支援センター	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図る。	-	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図る。	・「早期療育通園事業にここ教室」（平成31年1月末現在） 開所日数 190日（月～金、午前・午後） 通所児童数 実62人（10グループ編成） 延べ1,626人 ・発達検査及び発達相談 53回 ・医療相談 10回（20人） ・保護者研修会 4回 ・個別懇談会 115回 ・保護者相談 19回 ・父親対象土曜療育 1回（4組） ・園訪問 22回 ・園の療育見学 32回 ・ケース会議 6回	A	引き続き、個々の発達課題に応じた個別支援計画に基づき、子ども支援・保護者支援・地域（支援者）支援を行う。 ・療育教室担当職員の専門性の向上を図る。	⑩		P55
			13	ことばの教室の充実	ふれあい教育相談センター	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図る。	-	構音障害、吃音、かん黙、言語発達に心配な保護者に対してことばの相談を行い、必要に応じて幼児や小学校特別支援学級在籍児に言語指導を行い、言語・コミュニケーション力の向上を図る。在籍園に啓発と連携を行なう。 また、幼児期からの一貫した移行支援システムの構築について検討する。	【ことばの教室】（平成30年12月末時点） ・指導幼児数 45人 ・幼児指導回数 265回 ・保護者相談数 56回 ・ケース会議実施 22回 ・幼稚園、保育園等訪問回数 16回	A	【ことばの教室】 ・幼児の指導を充実させるための指導室に十分な広さと音環境がない。そのために、保護者との相談も落ち着いた環境の中で行うことができない。	⑧		P55

基本目標 3 **すべての子どもが健やかに育つ環境づくり**

基本目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H30計画内容		H30指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	法定等の有無
			14	おやこ教室の充実	発達支援センター	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図る。	-	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図る。	・通級児童数：実16人（延べ98人）（平成31年1月末現在） ・遊びの場の提供や子育て相談の場として、子育て支援ができた。	A	引き続き、通級児童への関わりを通して、保護者への子育て支援を行う。		⑪	P55
			15	保育所等訪問支援の実施	発達支援センター	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適應できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を実施する。	-	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適應できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を実施する。	利用児童数：実1人、延べ支援回数6回（平成31年1月末現在） ・児童の発達状況に対する、園職員の理解促進が図れた。 ・訪問支援員と園職員が支援方法を一緒に考えることにより、児童が個々に応じたクラス活動や行事に参加できるようになった。 ・対象児の基準は、療育教室と重複利用しないようにして対象を絞り込んだ。	A	引き続き、対象児童および園の職員、保護者に対して必要な支援を行う。 ・訪問支援員の育成と専門性の向上が課題。			P55
			16	医療型児童発達支援事業	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適應訓練等の児童発達支援に加え、治療を行う。また、守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続する。	-	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適應訓練等の児童発達支援に加え、治療を行う。また、守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続する。 計画値・・・3人/月、18人日/月 実績値・・・3人/月、18人日/月	上肢、下肢又は体幹に機能障がいがある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適應訓練等の児童発達支援に加え、治療を行ったときに通所給付費を支給した。 ・計画値・・・3人/月、18人日/月 ・実績値・・・1人/月、5人日/月（平成30年11月末現在）	A	児童の発達支援に有効な事業であるため、小児保健医療センター等の関係機関と連携しながら進めていく。 ・湖南圏域は、児童の障がいの重症化が見られることから、対象者が増加していくものと見られる。			P55
			17	巡回発達相談の実施	発達支援センター	心理判定員が保育所（園）や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適應に向け支援を実施する。	-	心理判定員が保育所（園）や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適應に向け支援を実施する。	巡回発達相談（平成31年1月末現在） 保健センター 146回 保育園・幼稚園等、小学校・中学校 1,566回 高校 9回 延べ1,721回 ・幼児の相談件数が増加した。 ・教員（学校教育課と兼務）の配置により、学校との連携がより強化され、学齢期の相談が増加した。	A	引き続き、保健センター・園・学校と連携しながら、巡回発達相談を実施する。 ・相談は、巡回発達相談に加えて発達支援センター内で行う個別相談（対象：本人・保護者・学校等）と組み合わせ対応しており、今後この方法で行う。		⑨	P55 P56
			18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進	障がい者自立支援課	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」、春季・夏季休暇期間中においては「障がい児スプリング・サマースクール」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図り、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとのより一層の連携を図る。	-	障がい児が日常生活及び社会生活を送るうえで必要な日中の居場所の確保のために、放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業、障がい児ホリデースクールなどの事業実施等により、必要な障がい福祉サービスの提供を図った。 ・放課後等デイサービス事業 計画値・・・114人/月、1,447人日/月 実績値・・・80人/月、1,002人日/月（平成30年11月末現在） ・日中一時支援事業 計画値・・・117人 実績値・・・43人/月、728人日/月（平成30年12月末現在） ・サマースクール 募集定員・・・7月 15人/日（5日間） 8月 20人/日（13日間） ○スプリングスクール 募集定員・・・20人/日（5日間）	障がい児が日常生活及び社会生活を送るうえで必要な日中の居場所の確保のために、放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業、障がい児ホリデースクールなどの事業実施等により、必要な障がい福祉サービスの提供を図った。 ・放課後等デイサービス事業 計画値・・・114人/月、1,447人日/月 実績値・・・80人/月、1,002人日/月（平成30年11月末現在） ・日中一時支援事業 計画値・・・117人 実績値・・・43人/月、728人日/月（平成30年12月末現在） ・サマースクール 募集定員・・・7月 15人/日（5日間） 8月 20人/日（13日間） 実績値・・・登録者数48人 12.5人/日（延べ249人） ・スプリングスクール（3月26日～30日） 募集定員・・・20人/日（5日間）	A	放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業等については、利用者が顕著に増加しているところである。また、障がい児ホリデースクールなどの事業実施等により、必要な障がい福祉サービスの提供を図っているところである。 ・ホリデースクールについては、他のサービスの充足が一定見られていることから、平成30年度から手帳による利用制限の廃止や、スタッフ不足への対応として開催日数の見直しをする等、状況に応じて見直しした。今後も、地域のサービス利用状況との兼ね合いや障がい種別による利用者の利用状況を確認しながら、事業規模等の検討を行っていく。		⑬	P55 P56
			19	障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施する。	-	精神又は身体に障害を有する児童等について特別障害者手当等を支給し、また、障害児への育成医療等を給付することにより、これらの者の生活の安定を図る。また広報・ホームページ等により福祉手当等の情報提供を図る。	・児童福祉手当 40人 ・特別児童扶養手当 112人（平成31年1月末現在） ・障害児育成医療 51人（平成30年11月末現在）	A	精神又は身体に障がいや有する児童等について特別障害者手当等を支給し、また、障がい児への育成医療等を給付することにより、生活の安定を図っている。利用者の障がいの状態が変化しても、状況に応じて情報提供ができるようにする必要がある。			P55 P56